

東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会  
まちづくり構想部会規約

(設置)

第1条 東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会（以下「協議会」という。）にまちづくり構想部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この部会は、協議会に西部地域のまちづくり目標となる「バリアフリーまちづくり構想」をまとめ、協議会へ提案することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) バリアフリーまちづくりに関する課題整理や解決手法の検討
- (2) バリアフリーまちづくりに関連する事業計画の収集や情報提供や連絡調整
- (3) バリアフリーまちづくり構想の作成に向けた連絡調整
- (4) バリアフリーまちづくり構想の提案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部会の運営や目的の達成に必要な事項

(組織構成)

第4条 部会員は、学識経験者及び別表に掲げる団体が指定する者をもって組織する。

2 学識経験者は、協議会会長が指名する。

(施行の細目)

第5条 この規約に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は部会において定める。

附 則

この規約は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体
学識経験者	
地域	淡路地域活動協議会
	西淡路地域活動協議会
	啓発地域活動協議会
	東淡路・柴島地域活動協議会
	下新庄地域活動協議会
	菅原地域活動協議会
	新庄地域活動協議会
	豊新地域活動協議会
	東淀川区身体障がい者団体協議会
事務局	東淀川区役所